

## 公立大学法人横浜市立大学教職課程委員会規程

### (設置)

第1条 横浜市立大学の教職課程に関する必要な事項を審議するため、横浜市立大学教職課程委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教職課程におけるカリキュラムの編成に関すること。
- (2) 教職課程におけるカリキュラムの内容に関すること。
- (3) 教育実習に関すること。
- (4) 教育研究審議会から諮問された事項
- (5) その他必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人をもって組織する。

2 前項の委員は、教職課程を設置する学部又は研究科を担当する教員の中から、学術院において選出する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任はさまたげない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

### (会議の招集等)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。

4 委員長は、必要があると認める場合は、関係者を会議に出席させることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育推進課において処理する。

## 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。